

関係各位

財政局公共施設・事業調整課担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び業務の対応について（通知）

本市発注の工事及び業務（設計・測量・調査等業務）（以下、「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきまして、財公第 70 号「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の実施を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）」（令和 3 年 4 月 23 日）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび国土交通省から、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域に神奈川県を追加したことなどに伴う工事及び業務の対応について、通知がありました。

公共工事は、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられており、建設現場やオフィス等の状況に応じた「三つの密^{※1}」の回避等の徹底に努めるとともに、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、感染予防対策を徹底する必要があります。

また、施工中の工事等においては、これまでも一時中止措置等の適切な対応を周知してきたところです。さらには、感染予防対策に伴う熱中症リスクにも注意が必要になります。

各区局統括本部におかれましては、引き続き本市発注の工事等の感染拡大防止に万全を期すとともに、工事監督課等担当部署にも周知をよろしくお願いいたします。

※1 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの条件をいう。

1 添付資料

技監通知等一式

2 参考資料

- (1) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 3 年 5 月 12 日改訂版） URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html
- (2) 国土交通省事務連絡等一式

担当 財政局公共施設・事業調整課 大島・古賀
電話 045-671-4084
電子メール za-skokyo@city.yokohama.jp